

大口町告示第134号

令和3年度大口町子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金））支給事務実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年12月22日

大口町長 鈴木雅博

令和3年度大口町子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金））支給事務実施要綱の一部を改正する要綱

令和3年度大口町子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金））支給事務実施要綱（令和3年大口町告示第129号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

令和3年度大口町子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付）支給事務実施要綱

第2条第1号中「（先行給付金）」を削る。

第3条第2項中「5万円」を「10万円」に改める。

様式第1から様式第4までの規定中「（先行給付金）」を削る。

附 則

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の令和3年度大口町子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金））支給事務実施要綱の規定による様式第1から様式第4までの様式は、所用の修正を加え、なお使用することができる。

令和3年度大口町子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金））支給事務実施要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>令和3年度大口町子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付）</u></p> <p>（定義）</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 子育て特別給付金 前条の目的を達するために、大口町（以下「町」という。）によって贈与される子育て世帯への臨時特別給付をいう。</p> <p>(2)～(8) 略</p> <p>（子育て特別給付金の支給等）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定により支給対象者に対して支給する子育て特別給付金の金額は、対象児童1人につき<u>10万円</u>とする。</p>	<p><u>令和3年度大口町子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金））</u></p> <p>（定義）</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 子育て特別給付金 前条の目的を達するために、大口町（以下「町」という。）によって贈与される子育て世帯への臨時特別給付<u>（先行給付金）</u>をいう。</p> <p>(2)～(8) 略</p> <p>（子育て特別給付金の支給等）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定により支給対象者に対して支給する子育て特別給付金の金額は、対象児童1人につき<u>5万円</u>とする。</p>